(ｱ)
1．建物用途　下記のａ)、ｂ)、ｃ）又はｄ）のいずれかに該当する施設
ａ）同種施設　研修施設又は事務所・庁舎
ｂ）類似施設　研修室、会議室、事務室（上級室を含む。)、教室及びこれらに類する室の合計面積（これらに付属する共用部分を含む）が当該申請施設の延床面積の過半を占める施設
ｃ）複合用途施設１　「ａ)同種施設」と認められる部分が、「２.延床面積」以上ある施設
ｄ）複合用途施設２　当該申請施設全体の延床面積が、「２．延床面積」以上ある施設で、「ａ）同種施設」と認められる部分が延床面積の過半を占める施設
2．延床面積　10,000㎡以上
3．階　　数　3階以上
4．工事種目　下記ａ）及びｂ）の施工実績を有すること。ただし同一工事での施工実績でなくてもよい。
ａ）電灯設備
ｂ）火災報知設備
なお、特定建設工事共同企業体にあっては、代表者が上記(ｱ)の施工実績を有し、他の構成員は下記(ｲ)の施工実績を有すること。
(ｲ)
1．建物用途　上記(ｱ)1．に同じ。
2．延床面積　3,000㎡以上
3．工事種目　電灯設備
なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。
②　建設業法（昭和24年法律第100号）の電気工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。
③　建設業法の電気工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。
⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、30%以上の出資比率であるものとする。
⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。
⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」(昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答)」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書㈱」によるものとする。
7　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い
６⑴①の認定（６⑴①の再認定を含む。以下同じ。)を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴①の認定を受けていない構成員が６⑴①の認定を受けることが必要である。
なお、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。また、この場合において、６⑴①の認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴①の認定を受けていないとき又は６⑴①の一般競争参加資格がないとの認定（６⑴①の局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。)を受けたときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。
8　資格審査結果の通知
「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。
9　資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。
10　その他
⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「司法研修所⑾電気設備工事△△・□□特定建設工事共同企業体」とする。
⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

司法研修所⑾機械設備工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法等について、次のとおり公示します。
平成23年９月30日
関東地方整備局長　下保　　修
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　11
1　工事名　司法研修所⑾機械設備工事
（電子入札対象案件）
2　工事場所　（司法研修所）
埼玉県和光市南二丁目1535―20
（裁判所職員総合研修所）
埼玉県和光市南二丁目1535―21
3　工事内容
敷地面積　約18,955㎡
【司法研修所】
［研修棟］
構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造地上４階塔屋１階建て
建築面積　約3,100㎡
延床面積　約10,400㎡
用　　途　研修施設
［宿泊棟］
構　　造　鉄筋コンクリート造地上３階建て
建築面積　約1,400㎡
延床面積　約3,800㎡
用　　途　宿泊施設
［情報棟］
構　　造　鉄骨造地上３階建て
建築面積　約1,700㎡
延床面積　約5,000㎡
用　　途　情報施設
工事種目　空気調和設備、換気設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備、雨水利用設備
【裁判所職員総合研修所】
［管理棟］
構　　造　鉄骨鉄筋コンクリート造地上５階建て
延床面積　約5,500㎡
用　　途　庁舎
［他２棟］
工事種目　自動制御設備、撤去工事
工期　契約の翌日から平成25年５月31日まで
4　申請の時期
平成23年９月30日から平成23年10月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。)。
なお、平成23年10月26日以降当該工事に係る開札の時まで（日曜日、土曜日、及び祝日を除く。)においても、随時、申請を受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。
5　申請の方法
⑴　申請書の入手方法　「競争参加資格審査申請書（特定建設工事)」(以下「申請書」という。)は、平成23年９月30日から　〒330―9724 埼玉県さいたま市中央区新都心２―１さいたま新都心合同庁舎２号館17階　関東地方整備局総務部契約課工事契約調整係　電話048―601―3151㈹　内線2525において特定建設工事共同企業体としての資格を得ようとする者に交付する。
⑵　申請書の提出方法　申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付して電子入札システムにより提出すること。また、入札説明書に示すところによる一定の理由がある場合は郵送又は託送(書留郵便等、記録の残るものに限る。)により提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は⑴に示す申請書の交付場所に持参すること。
①　特定建設工事共同企業体協定書（甲)（６⑸の条件を満たすものに限る。)の写し。